

第5回 釧路市農業委員会総会議事録

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|---------------|------------------|---------------|----------------|--------------|----------------------|---------------|---------------------------------------|---------------|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 1. 日 時 | 令和6年8月30日 13:30～14:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 場 所 | 釧路市役所本庁舎 議会議場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 出席委員 | <table border="0"> <tr> <td>1 番 廣瀬女公美 委員</td> <td>2 番 清水 幸治 委員</td> <td>3 番 菅原 雄一 委員</td> </tr> <tr> <td>4 番 熊坂 隆雄 委員</td> <td>5 番 志賀 忠浩 委員</td> <td>6 番 大畑 礼子 委員</td> </tr> <tr> <td>8 番 中川 浩幸 委員</td> <td>9 番 佐藤 泰正 委員</td> <td>10 番 稲場 洋二 委員</td> </tr> <tr> <td>11 番 金子 靖 委員</td> <td>12 番 佐藤 裕司 委員</td> <td>13 番 瀬戸 賢成 委員</td> </tr> <tr> <td>14 番 二谷 幸裕 委員</td> <td>15 番 浅野 徳昭 委員</td> <td>16 番 伊藤 まり 委員</td> </tr> <tr> <td>17 番 野村 照明 委員</td> <td>19 番 成田 俊英 委員</td> <td>21 番 吉澤しのぶ 委員</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(以上 18名)</p> | 1 番 廣瀬女公美 委員 | 2 番 清水 幸治 委員 | 3 番 菅原 雄一 委員 | 4 番 熊坂 隆雄 委員 | 5 番 志賀 忠浩 委員 | 6 番 大畑 礼子 委員 | 8 番 中川 浩幸 委員 | 9 番 佐藤 泰正 委員 | 10 番 稲場 洋二 委員 | 11 番 金子 靖 委員 | 12 番 佐藤 裕司 委員 | 13 番 瀬戸 賢成 委員 | 14 番 二谷 幸裕 委員 | 15 番 浅野 徳昭 委員 | 16 番 伊藤 まり 委員 | 17 番 野村 照明 委員 | 19 番 成田 俊英 委員 | 21 番 吉澤しのぶ 委員 |
| 1 番 廣瀬女公美 委員 | 2 番 清水 幸治 委員 | 3 番 菅原 雄一 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 番 熊坂 隆雄 委員 | 5 番 志賀 忠浩 委員 | 6 番 大畑 礼子 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 番 中川 浩幸 委員 | 9 番 佐藤 泰正 委員 | 10 番 稲場 洋二 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 番 金子 靖 委員 | 12 番 佐藤 裕司 委員 | 13 番 瀬戸 賢成 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 番 二谷 幸裕 委員 | 15 番 浅野 徳昭 委員 | 16 番 伊藤 まり 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 番 野村 照明 委員 | 19 番 成田 俊英 委員 | 21 番 吉澤しのぶ 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 欠 席 者 | <table border="0"> <tr> <td>7 番 樋口 英樹 委員</td> <td>18 番 福西 範 委員</td> <td>20 番 松下 裕幸 委員</td> </tr> </table> | 7 番 樋口 英樹 委員 | 18 番 福西 範 委員 | 20 番 松下 裕幸 委員 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 番 樋口 英樹 委員 | 18 番 福西 範 委員 | 20 番 松下 裕幸 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. 参 与 者 | <p>農業委員会事務局</p> <table border="0"> <tr> <td>事務局長 塩田 省吾</td> <td>次長 高山 直樹</td> <td>次長 中嶋 智子</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員 藤本 恵美</td> <td>杉野 恵</td> <td>熊野 香苗</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(以上 6 名)</p>
<p>会議録署名委員の指名</p> <table border="0"> <tr> <td>10 番 稲場 洋二 委員</td> </tr> <tr> <td>11 番 金子 靖 委員</td> </tr> </table> | 事務局長 塩田 省吾 | 次長 高山 直樹 | 次長 中嶋 智子 | 会計年度任用職員 藤本 恵美 | 杉野 恵 | 熊野 香苗 | 10 番 稲場 洋二 委員 | 11 番 金子 靖 委員 | | | | | | | | | | |
| 事務局長 塩田 省吾 | 次長 高山 直樹 | 次長 中嶋 智子 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会計年度任用職員 藤本 恵美 | 杉野 恵 | 熊野 香苗 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 番 稲場 洋二 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 番 金子 靖 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. 議事日程 | <p>会期決定について 令和 6 年 8 月 30 日 (1日)</p>
<table border="0"> <tr> <td>報告第 8 号</td> <td>現況証明願について(市街化区域)</td> </tr> <tr> <td>議案第 24 号</td> <td>現況証明願について</td> </tr> <tr> <td>議案第 25 号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請について</td> </tr> <tr> <td>議案第 26 号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について</td> </tr> <tr> <td>議案第 27 号</td> <td>農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について</td> </tr> </table> | 報告第 8 号 | 現況証明願について(市街化区域) | 議案第 24 号 | 現況証明願について | 議案第 25 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 議案第 26 号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について | 議案第 27 号 | 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について | | | | | | | | |
| 報告第 8 号 | 現況証明願について(市街化区域) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第 24 号 | 現況証明願について | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第 25 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第 26 号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第 27 号 | 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第5回釧路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は18名です。
議事録署名人に10番、稲場洋二委員、12番、金子靖委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
なお、会期は本日8月30日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。
報告第8号「現況証明願」について、事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第8号「現況証明願」についてご報告いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED]㎡の土地について、所有者である [REDACTED]より現況証明願があり、7月29日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました 報告第8号「現況証明願」について 質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

事務局
塩田事務局長

議案第24号「現況証明願」について、事務局より説明してください。

それでは、議案書の8ページにございます、議案第24号「現況証明願」についてご説明いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で4件の申請がございました。

議案書9ページの表の1番は、資料が11ページから17ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]、他12筆、面積合計 []^m²の土地について、所有者である []より現況証明願がございました。

8月13日、釧路地区の農業委員5名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、[]、他11筆が農地採草放牧地以外の原野、[]が農地採草放牧地以外の宅地であると確認いたしました。

次に、表の2番は、資料が18ページと19ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]の1筆、面積 []^m²の土地について、所有者である []氏より現況証明願がございました。

8月14日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認いたしました。

次に、表の3番は、資料が18ページと20ページにございます。

公簿地目が原野である、[]の1筆、面積 []^m²の土地について、所有者である []の代理人である、[]より現況証明願がございました。

8月14日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認いたしました。

次に、表の4番は、資料が18ページと21ページにございます。

公簿地目が牧場である []の1筆、面積 []^m²の土地について、所有者である []氏の代理人である、[]氏より現況証明願がございました。

8月14日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認いたしました。

次に、表の5番は、資料が22ページと23ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []^m²の土地について、所有者である []氏より現況証明願がございました。

8月14日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認いたしました。

以上、5件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の吉澤しのぶ委員より報告をお願いします。

委員
吉澤委員

議案第24号「現況証明願」の1番について、調査報告いたします。

1番は、[]が所有する、公簿地目が牧場である、[]、他12筆、合計 []^m²の土地についてであります。

8月13日、釧路地区農業委員5名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当

該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、[REDACTED]、他11筆が原野、[REDACTED]が宅地であることを確認いたしました。

なお、本件のうち、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]については、農用地区域にある土地であります。現地は、農地採草放牧地以外の原野で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

吉澤委員、ありがとうございました。

次に、2番から5番の現地調査結果について、調査委員長の廣瀬女公美委員より報告をお願いします。

委員
廣瀬委員

議案第24号「現況証明願」の2番から5番について報告いたします。

2番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域外にある、[REDACTED]の1筆、[REDACTED]㎡の土地について、8月14日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、山林であることを確認いたしました。

次に3番は、[REDACTED]が所有する、公簿地目が原野、農振農用地区域外にある、[REDACTED]の1筆、[REDACTED]㎡の土地について、8月14日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認いたしました。

次に4番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域外にある、[REDACTED]の1筆、[REDACTED]㎡の土地について、8月14日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認いたしました。

次に5番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域にある、[REDACTED]の1筆、[REDACTED]㎡の土地について、8月14日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

なお、当該地は、農用地区域にある土地ではありますが、現地は農地採草放牧地以外の雑種地で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

廣瀬委員、ありがとうございました。

それでは、議案第24号「現況証明願」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第24号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第24号「現況証明願」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」について事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の24ページにございます、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明いたします。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書25ページの表の1番は、資料が26ページと27ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、現地調査結果について、調査委員長の廣瀬女公美委員より報告をお願いします。

委員
廣瀬委員

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査報告をいたします。

1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する■■■■の内、他3筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

本件について、8月14日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしていることから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

廣瀬委員、ありがとうございました。

それでは、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」について、審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

議長
野村会長

(全員挙手)

全会一致と認め、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の28ページにございます、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明いたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、阿寒地区で2件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認ください。

議案書29ページの表の1番は、資料が30ページと31ページにございます。

■■■■氏が所有者する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が30ページと32から33ページにございます。

■■■■氏が所有する■■■■、他7筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

以上、2件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致と認め、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第27号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書34ページにございます、議案第27号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2では、市町村は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くことが義務付けられております。

今回は、音別地区で5件の計画がございます。

議案書35ページの表の1番は、資料が36ページから45ページにございます。

が所有する、他5筆、面積合計 m^2 の土地について、道営草地整備事業実施のため、農用地区域へ編入し、用途区分を農用地区域に変更するものです。

次に表の2番は、資料が46ページから49ページにございます。

氏が所有する、の内、他1筆、面積合計 m^2 の土地について、道営草地整備事業実施のため、農用地区域へ編入し、用途区分を農用地区域に変更するものです。

次に表の3番は、資料が50ページから53ページにございます。

氏が所有する、の内、他1筆、面積合計 m^2 の土地について、道営草地整備事業実施のため、農用地区域へ編入し、用途区分を農用地区域に変更するものです。

次に表の4番は、資料が54ページから57ページにございます。

が所有する、の内、の1筆、面積 m^2 の土地について、道営草地整備事業実施のため、農用地区域へ編入し、用途区分を農用地区域に変更するものです。

次に表の5番は、資料が58ページから61ページにございます。

氏が所有するの1筆、面積 m^2 の土地について、道営草地整備事業実施のため、農用地区域へ編入し、用途区分を農用地区域に変更するものです。

なお、この5件については、8月19日、音別地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査及び協議をしております。

以上、「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま説明がありました「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の協議結果について、調査委員長の伊藤まり委員より報告をお願いします。

委員

伊藤委員

議案第27号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、調査結果を報告いたします。

1番は、農業振興地域整備計画では、農用地区域外とされている、 m^2 の土地について、事業主体であるより、道営草地整備事業実施のため、農用地区域へ編入する農用地利用計画の変更申請があったものです。

2番は、農業振興地域整備計画では、農用地区域外とされている、[]
[]の内、他1筆、面積合計 []㎡の土地について、事業主体である []氏より、
道営草地整備事業実施のため、農用地区域へ編入する農用地利用計画の変更申請があつ
たものです。

3番は、農業振興地域整備計画では、農用地区域外とされている、[]
[]の内、他1筆、面積合計 []㎡の土地について、事業主体である []
氏より、道営草地整備事業実施のため、農用地区域へ編入する農用地利用計画
の変更申請があつたものです。

4番は、農業振興地域整備計画では、農用地区域外とされている、[]
[]の内の1筆、面積 []㎡の土地について、事業主体である []
より、道営草地整備事業実施のため、農用地区域へ編入する農用地利用計画の
変更申請があつたものです。

5番は、農業振興地域整備計画では、農用地区域外とされている、[]
[]の1筆、面積 []㎡の土地について、事業主体である []氏より、
道営草地整備事業実施のため、農用地区域へ編入する農用地利用計画の変更申請があつ
たものです。

これらの件について、8月19日、音別地区農業委員3名および事務局職員2名で
現地調査をした結果、現況は、畑や採草放牧地の農地として使用されており、計画変
更に異存はないものと判断いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

伊藤委員、ありがとうございました。

それでは議案第27号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備
計画の変更等に係る意見聴取」について審議いたしますが、2番については、瀬戸賢
成委員の案件でありますので、議事参与の制限に当たります。

従いまして、初めに1番と3番から5番を審議した後に、2番を審議することとし
ます。

それでは、1番と3番から5番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第27号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変
更等に係る意見聴取」の1番と3番から5番について、原案に賛成の委員は挙手をお
願いいたします。

委員
委員一同

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第27号「農業振興地域の整備に関する法律による農
業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番と3番から5番については原案
のとおり決定いたしました。

次に2番を審議いたしますので、瀬戸委員は退室してください。

議長
野村会長

(瀬戸委員退室)

それでは、2番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第27号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第27号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の2番については、原案のとおり決定いたしました。

退室されている瀬戸委員は入室してください。

(瀬戸委員入室)

議長
野村会長

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和6年 8月 30日

議

長

野村照明

署名委員

箱場洋二

署名委員

金子 靖

